

「鳥取県人権教育基本方針」第3次改訂（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年1月20日

人権教育課

「鳥取県人権教育基本方針」第3次改訂（案）に係るパブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

1 意見募集期間 令和4年10月17日（月）から11月11日（金）まで

2 周知方法等

- ・ホームページ・新聞広告への掲載、報道機関への資料提供
- ・県民参画協働課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに各市町村役場へのチラシの配架

3 応募件数及び対応

(1) 応募件数 8件（8人）

(2) 対応

反映した	2件
盛り込み済	4件
その他	2件

(3) 意見と対応等

No.	章	節	【意見】 ※いただいたご意見を一部要約したり、趣旨をわかりやすく表現し直したりしています。	【対応等】
1	-	-	基本方針を実践するに際しての具体的な策が見えてきません。	⑤ 本方針は、本県の人権教育を推進するための基本的な姿勢や考え方を示すものであるため、具体的な方策については、人権教育行政担当者会、人権教育主任研究協議会、その他各種研修会等の機会を捉え、指導参考資料や優れた実践事例等を示しながら丁寧な説明に努めます。
2	-	-	先生が基本方針を読める先生になって欲しい。そのために活用をどうしていくかが大切である。	⑤ 人権教育行政担当者会、人権教育主任研究協議会、その他各種研修会等の機会を捉え、周知に努めます。
3	3	1	コミュニティスクールの導入等、学校教育と社会教育（以下「学社」という。）の連携が重要視されている。すべての人権課題とは言わないが、特に学社が連携する場面が多い人権課題について、学社の連携について書いてはどうか。	② ご指摘の点も含め、第3章第1節2で、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野の関係者が連携・協働した取組を推進することが必要であると示しています。
4	3 4	2 2	人権教育の取組は、教職員一人一人の取組もあるが、校長のリーダーシップのもとに、学校をあげて全校体制で取組まれるものだと思いますので、そのような記載もあるとよい。	① 以下のとおり修正します。 各学校においては、校長は、自校の実態を踏まえ、人権教育に関わる目標設定及び推進指針を示すとともに、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、組織的・継続的に行うことが重要です。（中略）そのため、各学校においては、人権教育に関わる研修の位置づけを明確化し、全ての教職員の人権意識と指導力向上に向けて取り組むことが重要です。

No.	章	節	【意見】 ※いただいたご意見を一部要約したり、趣旨をわかりやすく表現し直したりしています。	【対応等】 ①反映した（一部のみ反映したものを含む） ②既に盛り込み済み ③今後の検討課題 ④対応できない ⑤その他（基本方針の内容以外のもの）
5	4	2	子どもたちを指導する立場にある教職員の人権教育に対する理解、教職員の人権感覚が重要だと思います。その点をしっかりと記載してはどうか。	② ご指摘の点も含め、第4章第2節1で、教職員の姿勢そのものが、教育活動の重要な要素であり、また、児童生徒の安心感や自尊感情を育むことにもなると示しています。
6	4	2	家で何気ないことも子どもはよく聞いています。学校よりもむしろ家庭での影響が大きいため、家庭における人権教育の推進をお願いします。	② ご指摘の点も含め、第4章第2節2で、教育委員会をはじめ各行政機関が、地域やPTAにおける学習機会の充実、資料や情報を提供することで、家庭における人権教育の推進を支援するように示しています。
7	5	1	「心のバリアフリー」と「障がいの社会モデル」には矛盾が生じる可能性がある。また、「マイクロアグレッション(※)」は「気をつけましょうね」になってしまいがちである。社会の構造、制度、文化など批判的な視点を育成することが大切である。心の問題にしまわれないようにしてほしい。	② ご指摘の点も含め、第1章第2節3(1)で、具体的な人権の基準を正しく理解すれば、自らの経験や身の回りで起こったできごと、文化や習慣等を「人権が守られているか」という視点から検証し、課題を発見したり、自らの在り方生き方をふりかえったりする力をつけることができると示しています。
8	5	1	ユニバーサルデザインの推進の中に、「心のバリアフリー」の教育を展開するところがあるが、「ユニバーサルデザイン」の視点も必要ではないか。	① 以下のとおり修正します。 ①学校教育 幼児期から発達段階に応じて、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育と「 <u>ユニバーサルデザインの考え方</u> 」を理解する教育を展開することが大切です。その際には、共生社会の実現に向けて、多様性を理解し、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」と、「 <u>ユニバーサルデザインの考え方</u> 」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うことが重要です。特に、障がいのある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子どもたちは知的理解だけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けること、 <u>また、身の回りにあるものを「ユニバーサルデザインの考え方に基づく誰もが使いやすいものか」という視点で検証することも重要です。</u>

(※) マイクロアグレッション：無意識に相手を傷つける日常的言動。

#### 4 今後の予定

令和5年3月 定例教育委員会議決・公表